

第四次吉見町男女共同参画プラン

わたしらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち



吉 見 町

はじめに

「第四次吉見町男女共同参画プラン」の策定にあたって

吉見町では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成14年度に「吉見町男女共同参画プラン～みんなの笑顔が咲くまちへ～」を策定し、施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、平成26年4月からの10年間は、「第三次吉見町男女共同参画プラン」により、「人権を尊重し、男女が共に個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目標に位置付け、男女共同参画講演会の開催や男女共同参画情報紙「ほほえみ」の発行など、各種施策を展開してまいりました。



しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣習等が依然として存在し、また、DVなどの人権侵害問題も増加するなど、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

このような中、町では、これまでの取組を継承し、新たな課題に対応するため「第四次吉見町男女共同参画プラン」を策定しました。プランの基本理念である『わたらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち』をめざし、町民の皆さまとともに、プランに位置付けた各種施策に鋭意取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プラン策定にあたり、先に実施しました男女共同参画をテーマとした住民意識調査に貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、そして吉見町男女共同参画推進委員会委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

吉見町長 宮崎 善雄

目 次

第 1 章 プラン策定の概要	1～13
1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの性格	2
3 プランの期間	3
4 プラン策定の背景	4～ 5
5 住民意識調査の結果	6～13
第 2 章 プランの基本的な考え方	15～22
1 プランの体系	16
2 基本理念	17
3 「基本目標」と「プラン推進のために」	17
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	18
基本目標2 あらゆる分野に参画し活躍できる環境づくり	19
《吉見町女性活躍推進計画》	
基本目標3 誰もが安全・安心で健やかな暮らしづくり	20
基本目標4 暴力を許さないまちづくり	21
《吉見町DV防止基本計画》	
プラン推進のために	22
第 3 章 施策の内容	23～35
1 「施策」と「視点」の体系	24
2 「施策」と「視点」の位置づけ	25
基本目標1 男女共同参画の意識づくりの施策	26
基本目標2 あらゆる分野に参画し活躍できる環境づくりの施策	28～29
《吉見町女性活躍推進計画の施策》	
基本目標3 誰もが安全・安心で健やかな暮らしづくりの施策	30～31
基本目標4 暴力を許さないまちづくりの施策	32～33
《吉見町DV防止基本計画の施策》	
プラン推進のための視点	34～35
資 料	37～40
第四次吉見町男女共同参画プラン策定の経過	38
吉見町男女共同参画推進委員会設置要綱	39
第四次吉見町男女共同参画プランについて(提言)	40

第 1 章

プラン策定の概要



1 プラン策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、日本国憲法で基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれて以来、国際連合等による世界的な取組と連動しながら進められてきました。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、市町村においても、計画の策定が求められています。

本町においては、平成14年3月に「吉見町男女共同参画プラン～みんなの笑顔が咲く町へ～」を、平成21年3月に「第二次吉見町男女共同参画プラン」を、また、平成26年3月には「第三次吉見町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策・事業を展開してきました。

令和3年3月に策定した、第六次吉見町総合振興計画においても「男女共同参画の実現」をライフステージ別の取組に位置づけています。

「第三次吉見町男女共同参画プラン」の計画期間が令和5年度末で終了することから、男女共同参画社会の実現に向けこれまでの成果や課題を整理し、新たな課題にも対応するため、「第四次吉見町男女共同参画プラン」を策定するものです。

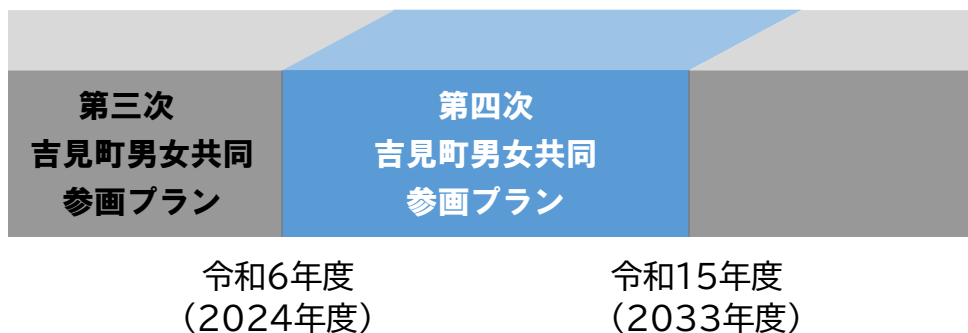
2 プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、本町が男女共同参画の推進に関し、実施する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。
- (2) このプランは、町の施策・視点を町民に示すことにより、行政の役割を明らかにするとともに、プランに対する町民の理解と協力を得て、更なる進展を期待するものです。
- (3) このプランは、国・県における男女共同参画に関する計画を勘案します。
- (4) このプランは、「第六次吉見町総合振興計画」及び本町の他の関連計画との整合性を図ります。
- (5) このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定されている市町村基本計画として基本目標2を「吉見町女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (6) このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画として基本目標4を「吉見町DV防止基本計画」として位置づけます。
- (7) このプランは、町民の代表者である吉見町男女共同参画推進委員会と共に策定作業を進め、パブリックコメントを実施して策定しました。



3 プランの期間

このプランは、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。



※年度毎に、重点的に推進する施策を設定します。



4 プラン策定の背景

1 世界の動き

国際連合では昭和50年を「国際婦人年」と定めるとともに、昭和51年からの10年間を「国際婦人の10年」と定め、女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

昭和54年に開催された第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、公平な女性の権利を目的に女子差別の撤廃が定められました。

また、平成7年に中国の北京で開催された第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメント（力をつけること）や、女性に対する暴力の根絶等について言及されたもので、「行動綱領」には、平成12年までの5年間に優先的に取組むべき貧困・教育・健康など12の分野における戦略目標が示されました。それから20年後の平成27年には、「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」が開催されるとともに、同年には

国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の目標のうちの1つとして「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」という目標が掲げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 国の動き

我が国では、憲法の中で基本的人権の尊重と法の下での平等が明記され、男女がともに、個人として尊重されることが保障されています。

計画策定

- 「男女共同参画2000年プラン」の策定（平成8年度）
- 「男女共同参画基本計画」の策定（平成12年度）
- 「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定（平成17年度）
- 「第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年度）
- 「第4次男女共同参画基本計画」の策定（平成27年度）
- 「第5次男女共同参画基本計画」の策定（令和2年度）



法整備

- 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の制定(平成3年制定、平成7年・平成21年改正)
- 「男女共同参画基本法」の制定(平成11年)
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」の施行(平成12年施行、平成25年改正)
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行(平成13年施行、平成19年・平成25年改正)
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定(平成27年度)
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定(平成30年度)

3 県の動き

県では、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を平成7年に策定し、また全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成12年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。

計画策定

- 「埼玉県男女共同参画プラン2010」の策定(平成14年)
- 「埼玉県男女共同参画推進プラン」の策定(平成19年)
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定(平成24年)
- 「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29年度～令和3年度)」の策定(平成29年)
- 「埼玉県男女共同参画基本計画(令和4年度～令和8年度)」の策定(令和4年)

4 町の動き

町では、平成13年に策定した「第四次吉見町総合振興計画」において「男女共同参画社会の形成を総合的に進めるための行動計画(プラン)」の策定を盛り込みました。

平成23年に策定した「第五次吉見町総合振興計画」の中で「男女共同参画社会の推進」を位置づけ男女共同参画の各種施策に取り組んでまいりました。さらに、令和3年3月に策定した「第六次吉見町総合振興計画」の中においても「男女共同参画社会の実現」を位置づけるなど男女共同参画社会の推進に向けた取組を総合的かつ計画的に行います。

また、令和4年4月には、性の多様性を尊重し、性的少数者の社会生活における利便性の向上を図るため「吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。

プラン策定

- 「吉見町男女共同参画プラン～みんなの笑顔が咲く町へ～」の策定(平成14年)
- 「第二次吉見町男女共同参画プラン」の策定(平成21年)
- 「第三次吉見町男女共同参画プラン」の策定(平成26年)

主な取組

- ・吉見町男女共同参画推進委員会を設置
- ・人権を考える町民のつどいの開催
- ・吉見町男女共同参画情報紙「ほほえみ」の発行



5 住民意識調査の結果

●実施日：令和5年5月1日～19日

●目的：前回の調査結果（平成25年度実施）との比較をすることにより、男女共同参画社会の実現に向けた現状と課題を把握する。

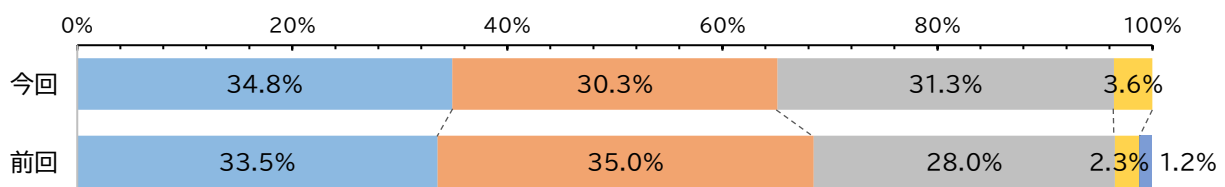
【回答率について】（配布総数は500通）

回答数	今回	前回	年齢	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
195	39.0%	34.6%	回答数	27	31	35	48	40	14

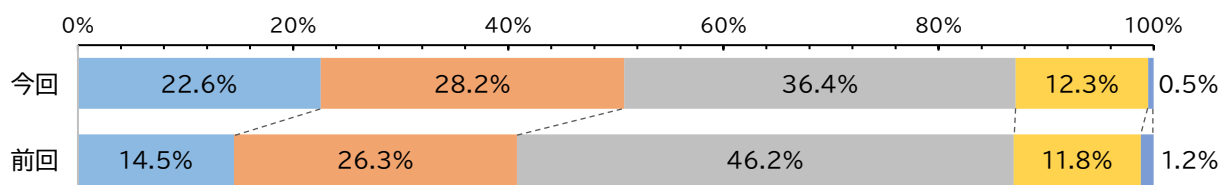
I 男女平等について

問 次の分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。それぞれ1つずつ選んでください。

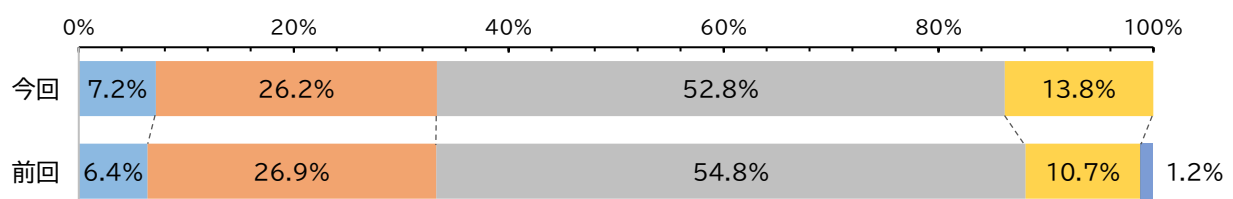
家庭の中で



職場の中で



しきたりや慣習で



■ 平等になっている ■ どちらとも言えない ■ 平等になっていない ■ わからない ■ 無回答

調査結果の傾向

前回調査（平成25年度）と比較して、職場の中では「平等になっている」との回答が増加しているが、しきたりや慣習では、「平等になっていない」との回答が5割を超えている状況である。

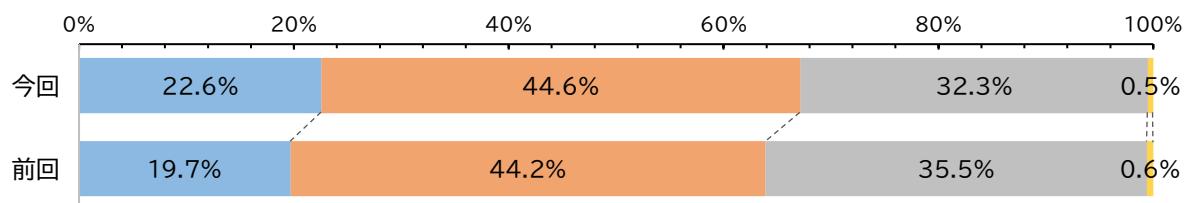
また、全ての項目で「平等になっている」との回答は5割未満であり、引き続きの取組が必要と思われる。

☞『あらゆる機会を活用した啓発』が必要。

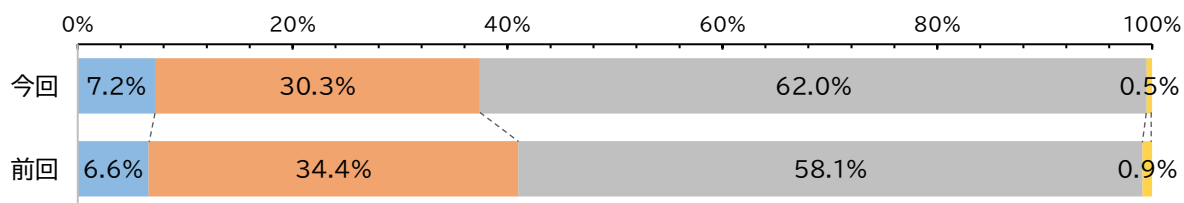
Ⅱ 人権について

問 あなたは次の言葉を知っていますか。それぞれ1つずつ選んでください。

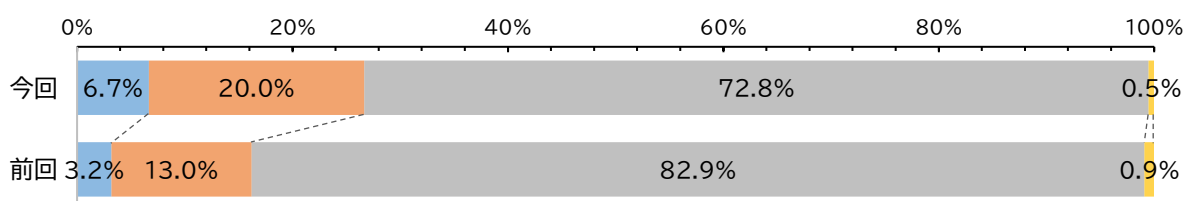
男女共同参画社会基本法



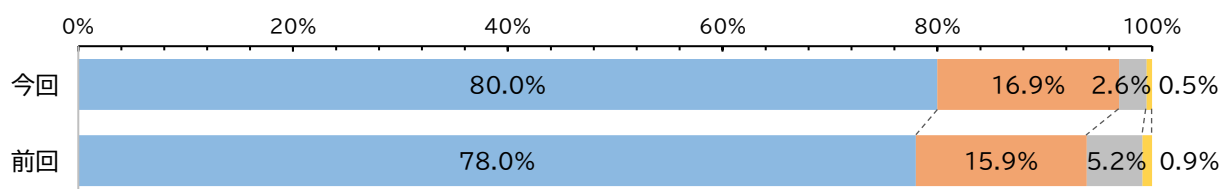
埼玉県男女共同参画条例



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)

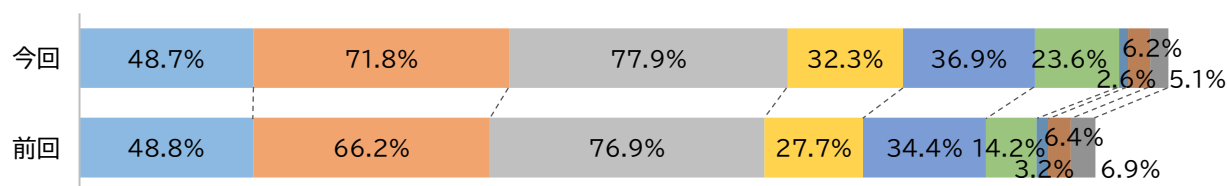


ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人などから行われる暴力のこと)



■ 内容を知っている ■ 聞いたことはあるが、内容は知らない ■ 知らない ■ 無回答

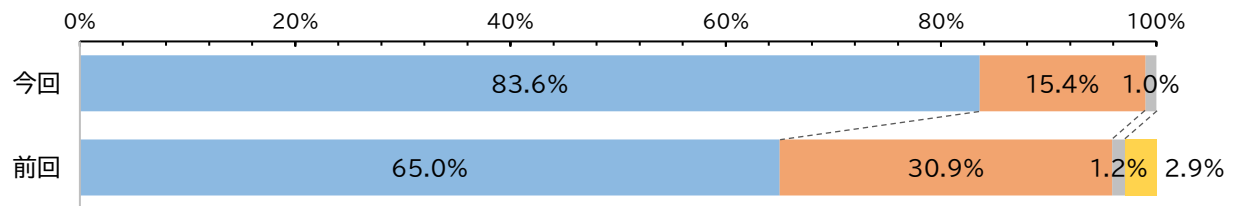
問 あなたは、どのようなときに女性の人権が尊重されていないと思いますか。あてはまるものすべて選んでください。



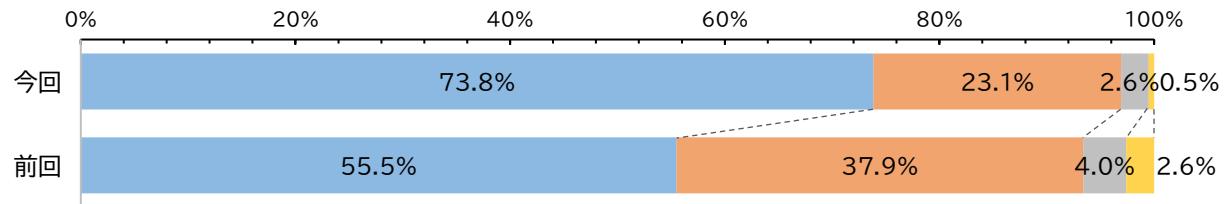
■ 売春・買春・援助交際 ■ ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人などから行われる暴力のこと)
 ■ セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ) ■ 女性のヌード写真等を掲載した雑誌
 ■ 女性の身体の一部や媚びたポーズを、内容に関係なく使用した広告など ■ 女性の容姿を競うコンテスト
 ■ その他 ■ 特にな
 ■ わからない

問 あなたは、次のようなことが夫婦(事実婚や別居中を含む)の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。それぞれ1つずつ選んでください。

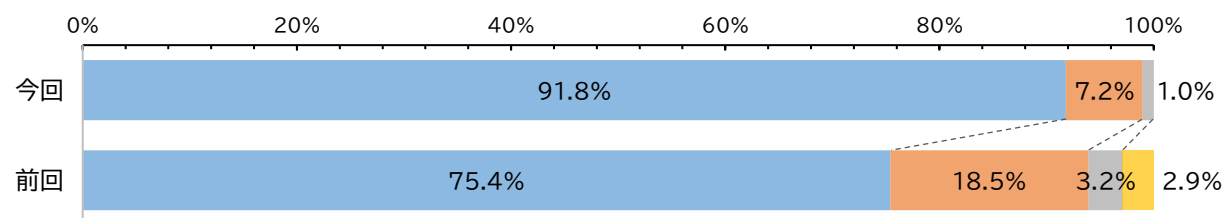
平手で打つ



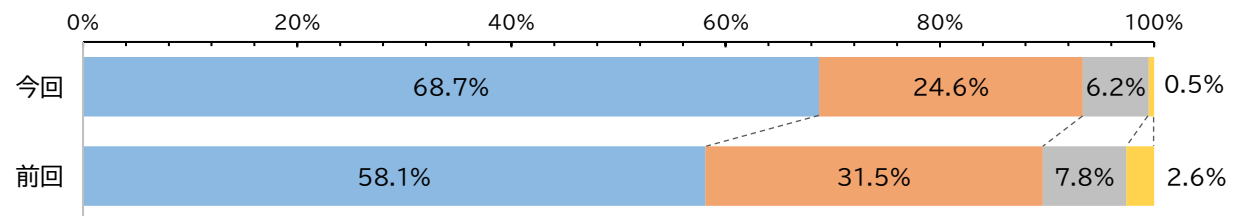
なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる



相手が嫌がっているのに性的な行為を要求する



「誰のおかげで生活できているんだ」とか「かいしょうなし」と言う



■ どんな場合でも暴力にあたると思う

■ 暴力の場合とそうでない場合があると思う

■ 暴力にあたるとは思わない

■ 無回答

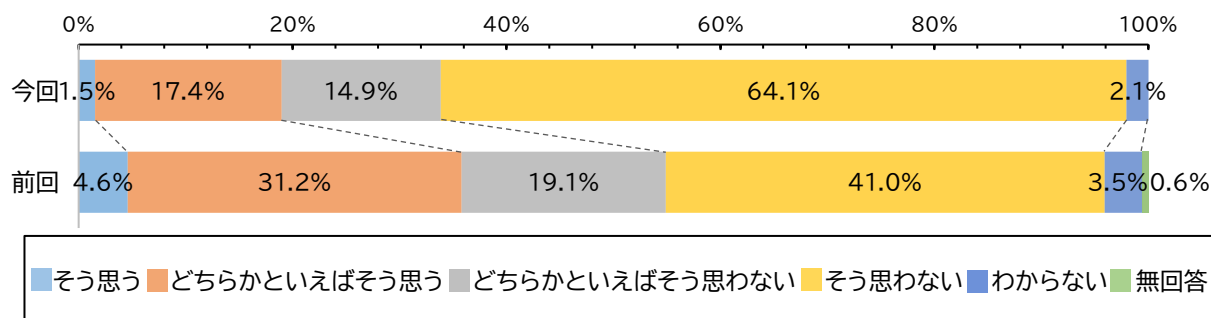
調査結果の傾向

「どのような時に女性の人権が尊重されていないと思いますか」については「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティックバイオレンス」との回答が多く、前回調査よりも増加している。また、「夫婦の間で行われた場合、暴力だと思いますか」については、全ての項目で暴力に当たるとの回答が多数を占めている。

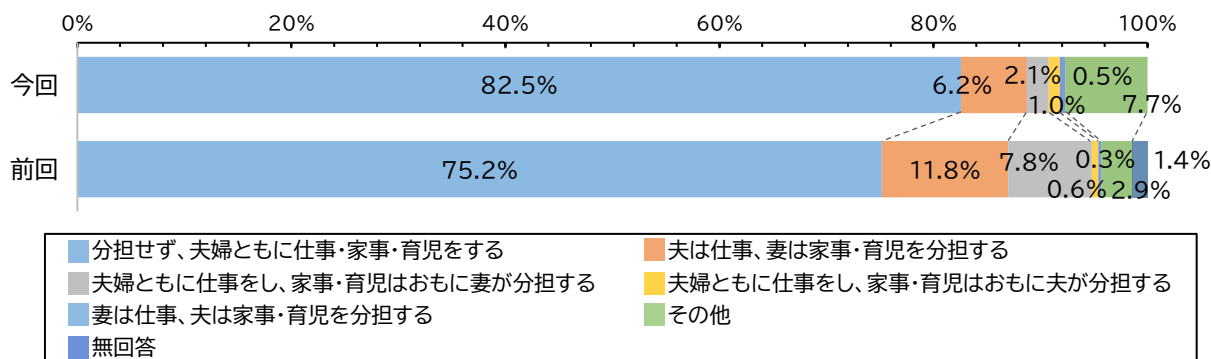
☞『あらゆる暴力の根絶』、『DVに関する意識啓発・情報提供』、『相談・支援体制の充実』が必要。

Ⅲ 家庭生活について

問 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。次の中から1つ選んでください。

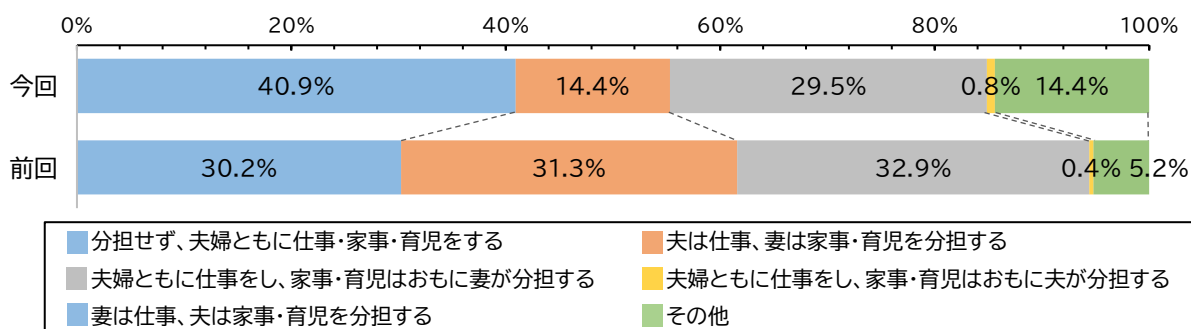


問 理想的な夫婦のあり方について、あなたはどのようにお考えですか。最も近いものを、次の中から1つ選んでください。



パートナー(妻・夫など)がいらっしゃる方におうかがいします。

問 あなたの家庭において、実際にはどのような夫婦の協力体制となっていますか。最も近いものを、次の中から1つ選んでください。※132名の回答がありましたので、パーセンテージはその数字を基に算出しています



調査結果の傾向

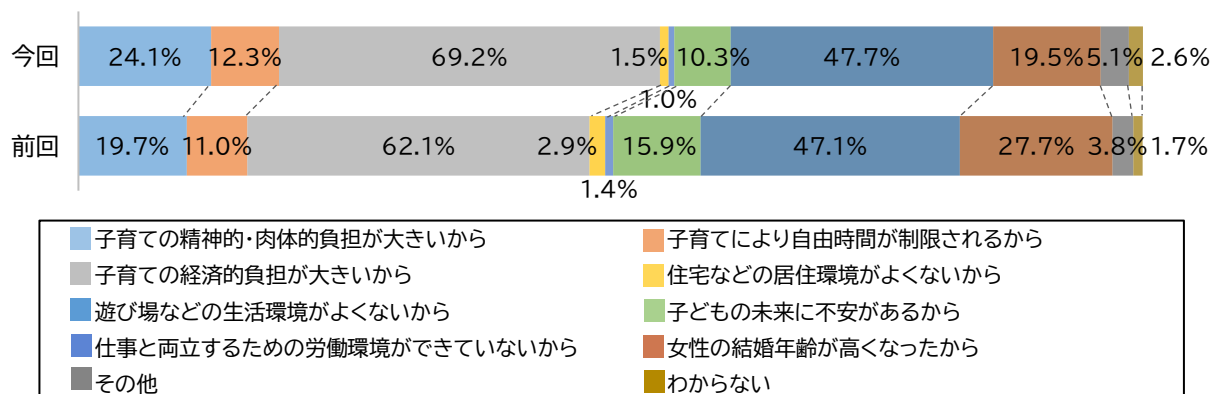
「男は仕事、女は家庭」という考え方はどう思いますか」については、「そう思わない」との回答が6割を超える回答数となっている。

また、「理想的な夫婦のあり方」については、「夫婦ともに仕事・家事・育児をする」との回答が8割を超えており、実際の家庭でも割合は低い約4割の家庭で「夫婦ともに仕事・家事・育児をする」との回答となっていて、前回より約10ポイント増加している。

『ワーク・ライフ・バランスの推進』が必要。

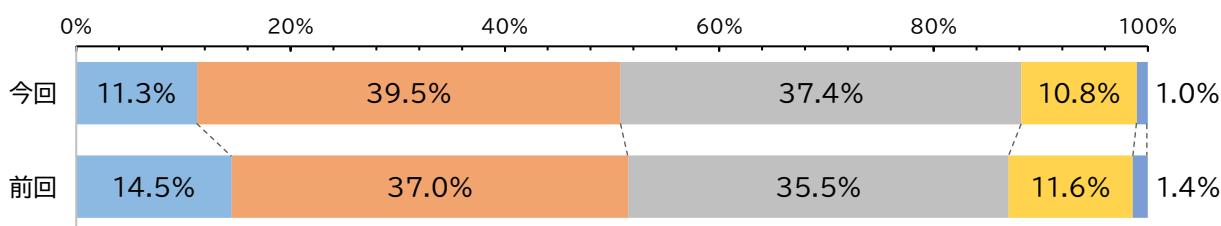
Ⅳ 子育てや教育について

問 出生数が少なくなってきたことの原因をどのように考えますか。最も近いものを次の中から2つ以内で選んでください。

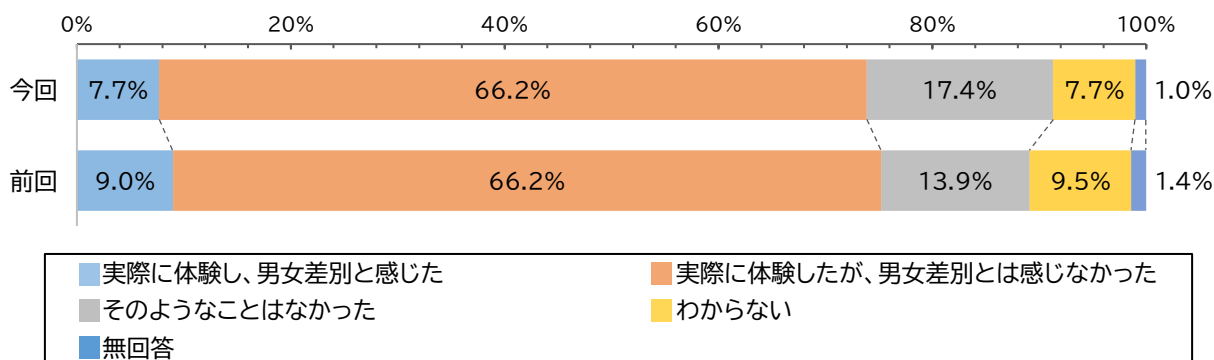


問 ご自分の学校生活の中で、次のようなことを体験したり見聞きたことはありましたか。またその際、男女差別だと感じることはありましたか。それぞれ1つずつ選んでください。

「女の子だから〇〇に」、あるいは「男の子だから〇〇に」など性別を意識した指導を受けた



クラスの出席簿が男女別だったり、入学式や卒業式など行事の時の呼名は男子が先だった



調査結果の傾向

「出生数が少なくなってきた原因」については、「経済的負担が大きいから」が7割近い回答数となっている。

次に回答数が多いのは、「仕事と両立するための労働環境ができていないから」が5割近い回答数となっている。

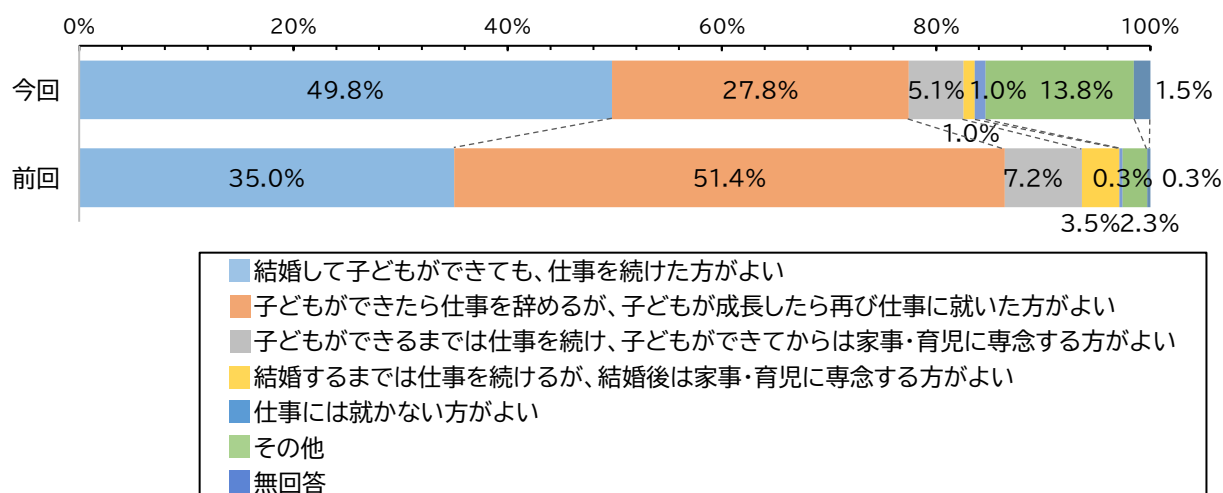
☞『生活上的様々な困難への支援と多様性の尊重』が必要

「学校生活の中での体験など」については、「実際に体験し、男女差別と感じた」との回答はほとんどの項目で減少傾向にあるため、さまざまな教育の場で男女共同参画の視点に立った教育が行われているものと考えます。

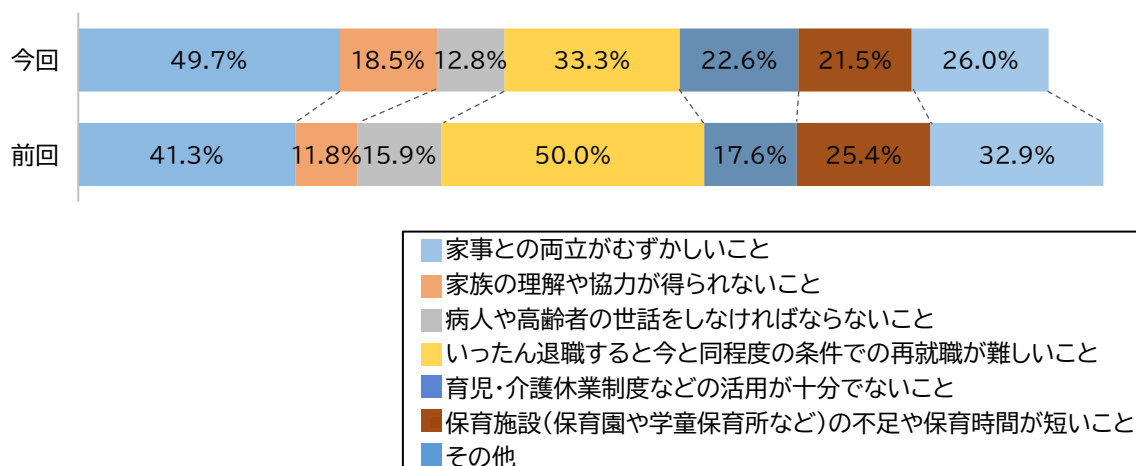
☞『男女共同参画の視点に立った教育活動の推進』が必要

✓ 仕事について

問 女性が仕事をする事について、あなたの考え方に最も近いものを、次の中から1つ選んでください。



問 女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは何だと思いますか。主なものを2つ以内で選んでください。



調査結果の傾向

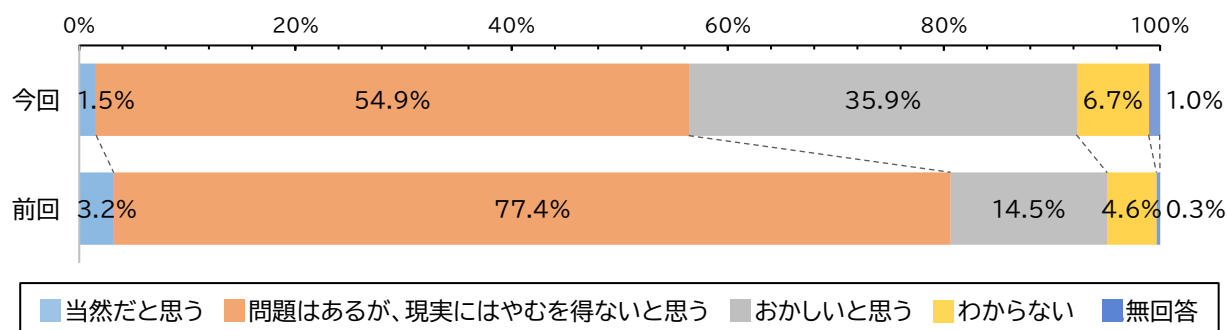
「女性が仕事をする事」については、「結婚して子どもができて、仕事を続けた方がよい」との回答が一番多くなっている。また、前回の調査で一番回答の多かった「子どもができたなら仕事を辞めるが、子どもが成長したら再び仕事に就いた方がよい」との回答は23.6ポイントの減であった。

仕事への考え方については、前回調査からの10年で意識が大きく変化しています。

☞『労働に関する情報提供と相談機能の充実』が必要

V 介護について

問 病人や高齢者などの介護は、女性(母、妻、息子の妻、娘など)が主な担い手となっているケースが多いようですが、あなたはこれについてどう思いますか。最も近いものを次の中から1つ選んでください。



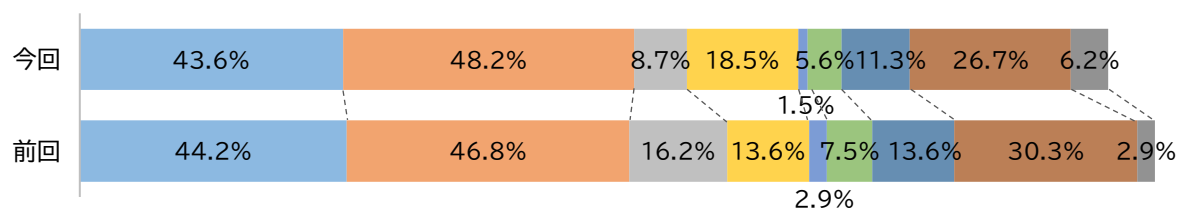
調査結果の傾向

「介護は女性が主に行っていること」については、「問題があるが、現実にはやむを得ない」との回答が一番多いが、前回との比較では「おかしいと思う」との回答が多くなっている。

☞『地域社会づくりにおけるコミュニティ活動への促進』が必要

Ⅶ 地域活動について

問 PTA や自治会などの地域団体のリーダーには、女性が少ないようですが、その主な原因は何だと思われますか。次の中から2つ以内で選んでください。



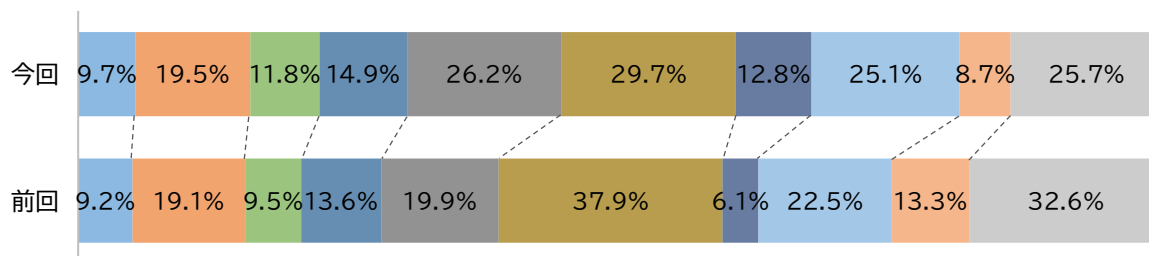
調査結果の傾向

「地域のリーダーに女性が少ない原因」については、「家事・育児が忙しく、活動に専念できない」「責任ある地位に就きたがらない」との回答が多くなっている。

☞『政策・方針決定過程への参画の促進』が必要

Ⅲ 町への要望について

問 男女共同参画を進めるために、今後、町がどのような施策に重点をおくべきであると考えますか。次の中から2つ以内で選んでください。



- 家庭内のことについての相談窓口の充実
- 労働に関する情報提供と相談機能の充実
- 地域活動などグループにおける女性リーダーの育成
- 女性の行政への参画促進
- 病気や緊急時に家事・育児を手助けする人の派遣
- 高齢者や障害者の施設や介護サービスの充実による女性の負担軽減
- 学校での男女平等教育の推進
- 保育園・学童保育所などの子育て支援の充実
- 産前・産後休暇、育児・介護休業等制度の周知徹底
- その他

調査結果の傾向

「男女共同参画推進に向けてどのような施策に重点を置くべきか」との問いに対して、「高齢者や障害者の施設や介護サービスの充実による女性の負担軽減」「病気や緊急時に家事・育児を手助けする人の派遣」「保育園・学童保育所などの子育て支援の充実」「労働に関する情報提供と相談機能の充実」との回答が多くなっている。

☞『生涯を通じた健康支援』が必要



第 2 章

プランの基本的な考え方



1 プランの体系

基本理念	基本目標	施策	根拠とした住民意識調査
わたしらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち	基本目標1 男女共同参画の意識づくり	1 あらゆる機会を活用した啓発 2 男女共同参画の視点に立った教育活動の推進	I 男女平等について IV 子育てや教育について
	基本目標2 あらゆる分野に参画し活躍できる環境づくり 《吉見町女性活躍推進計画》	1 ワーク・ライフ・バランスの推進 2 政策・方針決定過程への参画の促進 3 地域社会づくりにおけるコミュニティ活動への促進	Ⅲ 家庭生活について VI 介護について Ⅶ 地域活動について
	基本目標3 誰もが安全・安心で健やかな暮らしづくり	1 生涯を通じた健康支援 2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 3 労働に関する情報提供と相談機能の充実	IV 子育てや教育について V 仕事について Ⅷ 町への要望について
	基本目標4 暴力を許さないまちづくり 《吉見町 DV 防止基本計画》	1 あらゆる暴力の根絶 2 DVに関する意識啓発・情報提供 3 相談・支援体制の充実	II 人権について
	プラン推進のために	視点	
		1 推進に関する組織体制の整備	
		2 国・県・他市町村及び関係機関との連携	
		3 男女共同参画に関する情報収集及び分析	



2 基本理念

基本理念

わたしらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち

本プランでは、基本理念を「わたしらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち」と定め、男女がお互いの権利を尊重し、すべての町民が男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを目指します。

●男女共同参画社会とは…

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条 より）

3 「基本目標」と「プラン推進のために」

☆「基本目標」の位置づけ

第四次吉見町男女共同参画プランの「基本理念」達成に向けた4つの大きな柱となるもの

☆「プラン推進のために」の位置づけ

第四次吉見町男女共同参画プランを推進するためのすべての取組について、意識する着眼点となるもの

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

●現状と課題

平成11年に、男女共同参画基本法が制定され、男女平等に関する意識は変化しつつありますが、古くからのしきたりや慣習などでは依然として平等になっていないとの意識が残っています。

男女が共に尊重し合い、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な機会をとおして意識啓発を行っていきます。

設定 の 理由

- ・男女平等に関する意識は変化しつつあるが、依然として固定的性別役割分担意識が残り、男性が優遇されているとの意識が残っている。

解決 の 手法

- ・性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣習を見直すためには、町民一人ひとりの意識改革が必要である。そのために、性別による固定的な役割分担意識の見直しにつながる情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度の周知などを行う。

達成 の 姿

- ・固定的性別役割分担意識が解消されることにより、男女が同じ立場で人権を尊重しながら、個性や能力を発揮できる社会が築いていける。



基本目標2 あらゆる分野に参画し活躍できる環境づくり 《吉見町女性活躍推進計画》

●現状と課題

女性の就業率が年々増加し、多くの分野において女性の参画が進んできているが、男性中心の働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いており、男性が仕事に追われ家事や育児等への参画が少なくなっています。

仕事と家庭・地域生活のバランスがとれた生活スタイルの実現を図ることで、性別に関係なく希望に応じた多様な生き方が選択できる環境の整備を図ります。

設定 の 理由

- ・仕事と家庭・地域生活のバランスがとれた生活スタイルの実現を図るための環境が整備されているとは言えない。

解決 の 手法

- ・仕事と家庭・地域生活との調和が図れるよう、働きやすい環境づくりを支援する。
- ・男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるよう関係機関と連携し、あらゆる職場の環境づくりを啓発する。
- ・各分野の意思決定の場や、地域活動などに女性の参加促進を図るため、広報や啓発活動を行う。

達成 の 姿

- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を図ることで、性別に関係なく希望に応じた多様な生き方が実現できる社会、個性を生かし能力を発揮できる環境づくりが整う。



基本目標3 誰もが安全・安心で健やかな暮らしづくり

●現状と課題

少子高齢化や核家族の増加などによって、家族や地域のあり方、ライフスタイルが多様化してきています。

このような中、誰もが安心して暮らせる社会環境にするためには、男女が互いの性や健康についての課題を理解し、健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康支援をするための取組を総合的に推進する必要があります。

設定 の 理由

- ・多様化するライフスタイルに合わせて、すべての男女が相手に対する思いやりを持ち、身体的特質を十分に理解し、家庭・地域において健康で安心して暮らしていくため。

解決 の 手法

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及を図るため、各種の情報提供を行い正しい知識を広める。
- ・生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実。
- ・妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であるため、安全・安心に出産・子育てができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

達成 の 姿

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を尊重する考えが定着することで、男女がそれぞれの身体の違いを十分理解し、性の尊重は人権そのものを尊重することであるとの認識が高まる。
- ・職場や地域において、妊婦や子育てに関する理解を促進するとともに、産前・産後の女性が活躍しやすい環境が整備される。



基本目標4 暴力を許さないまちづくり 《吉見町DV防止基本計画》

●現状と課題

夫婦や恋人同士の間でおきる暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、高齢者や障害者、子どもに対する暴行・虐待や嫌がらせなど様々な人権侵害が社会問題となっていますので、人権の尊重と、暴力を容認しないことを徹底するための啓発事業を実施し、暴力のないまちづくりを推進します。

設定 の 理由

・夫婦や恋人同士の間でおきる暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

解決 の 手法

・暴力は被害者が女性か男性かに関わらず、あらゆるひとの人権が侵害される行為であることを意識啓発し、あらゆる暴力の根絶に向けて、情報提供や啓発事業を実施する。
・被害者に対して、適切な対応を行うため相談体制を整備し、関係機関と連携を図る。

達成 の 姿

・人権が尊重され、暴力のないまちづくり。



プラン推進のために

本プランの基本理念「わたしらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち」を目指し、プランに位置付けた各基本目標に掲げる施策の取組について、国や県、関係機関と連携しながら、実施体制を整備し計画的な推進を図ります。

また、町民、事業者、関係団体等との連携・協働を図り、計画推進に努めます。

設定 の 理由

- ・プランを推進するためには、関係機関等との連携などの実施体制の整備が重要である。

解決 の 手法

- ・あらゆる取組において関係機関及び団体との連携を図る。
- ・先進的な取組を行っている事例を情報収集し、町での取組に活かすことができるか分析を行う。

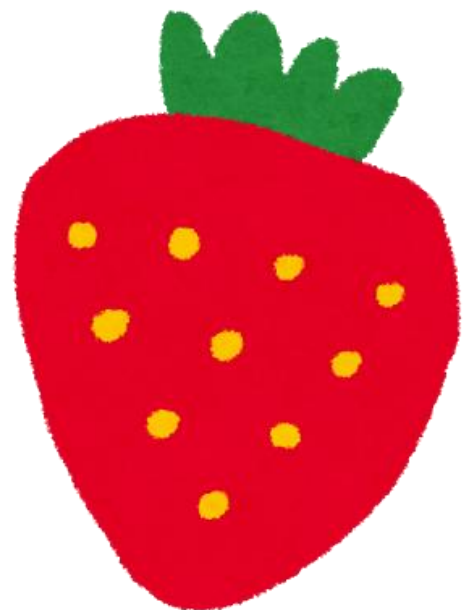
達成 の 姿

- ・施策の実施に向けた推進体制が整備され、男女共同参画社会の実現が促進される。



第 3 章

施策の内容



1 「施策」と「視点」の体系

基本目標1 男女共同参画の意識づくりの施策

施策1 あらゆる機会を活用した啓発

施策2 男女共同参画の視点に立った教育活動の推進

基本目標2 あらゆる分野に参画し活躍できる環境づくりの施策

《吉見町女性活躍推進計画の施策》

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策2 政策・方針決定過程への参画の促進

施策3 地域社会づくりにおけるコミュニティ活動への促進

基本目標3 誰もが安全・安心で健やかな暮らしづくりの施策

施策1 生涯を通じた健康支援

施策2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

施策3 労働に関する情報提供と相談機能の充実

基本目標4 暴力を許さないまちづくりの施策

《吉見町 DV 防止基本計画の施策》

施策1 あらゆる暴力の根絶

施策2 DV に関する意識啓発・情報提供

施策3 相談・支援体制の充実

プラン推進のための視点

視点1 推進に関する組織体制の整備

視点2 国・県・他市町村及び関係機関との連携

視点3 男女共同参画に関する情報収集及び分析



2 「施策」と「視点」の位置づけ

☆「施策」の位置づけ

基本理念を達成するため、基本目標に基づいて実際に取り組んでいくもの

☆「視点」の位置づけ

プランを推進するために配慮すべきもの



基本目標1 男女共同参画の意識づくりの施策

施策 1

あらゆる機会を活用した啓発

男女を問わず全ての人の人権が平等に尊重される社会を築くため、吉見町人権施策基本方針(第2次改定)を推進するとともに、男女共同参画に関する町民の認識と理解を深めるために、あらゆる機会やあらゆる媒体を利用した意識啓発活動を実施します。

展開のイメージ

依然として固定的性別役割分担意識が残っているため、あらゆる機会や媒体をとおして意識の啓発を図ります。

★目標の実現に向けて

- ☆広報やホームページなどをとおして、情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度などの周知
- ☆男女共同参画情報紙「ほほえみ」の発行による、男女共同参画社会実現に向けた情報発信

施策 2

男女共同参画の視点に立った教育活動の推進

次代を担う子どもたちが性別にかかわらず、主体性を持って生きるためには、発達段階に応じた男女共同参画意識の育成が必要であり、学校教育の果たす役割は非常に重要です。

また、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義があることから、男女共同参画の視点を意識した、家庭や地域における社会教育の充実を図ります。

展開のイメージ

子どもの成長過程において、男女共同参画意識の高揚を図り、こころ豊かな人格形成を目指します。また、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育の充実を図ります。

★目標の実現に向けて

- ☆教育活動全体における男女共同参画意識の啓発
- ☆教職員への男女共同参画意識の啓発
- ☆家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実



基本目標2 あらゆる分野に参画し活躍できる環境づくりの施策 《吉見町女性活躍推進計画の施策》

施策 1

ワーク・ライフ・バランスの推進

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が実現し、子育てや介護だけではなく、趣味や地域活動などの時間を持ち、健康で豊かな生活が実現できる環境を整えます。

展開のイメージ

働く一人ひとりが、仕事と家庭生活や地域活動などとの調和がとれた生活ができるよう働きやすい環境づくりを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した社会的基盤づくりを実施します。

★目標の実現に向けて

- ☆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発
- ☆さまざまなライフスタイルに対応した支援サービスの充実



施策 2

政策・方針決定過程への参画の促進

女性の活躍が進むことは、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会実現のため、あらゆる分野における女性の参画を図る必要があります。

国が掲げる目標である各分野における指導的地位に占める女性割合30%を目指して、積極的な女性委員の登用を推進します。

展開のイメージ

女性が政策・方針決定に参画することによって、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも極めて重要であり、多様なニーズなどを政策・方針に反映させることが可能となるため、男女共同参画社会実現に向けて前進することができる。

★目標の実現に向けて

- ☆審議会等における女性の参画促進
- ☆女性職員の管理職への登用推進

施策 3

地域社会づくりにおけるコミュニティ活動への促進

地域コミュニティの希薄化が生じている中で、地域で暮らす男女が互いの人権を尊重し、思いやりをもち、それぞれのライフスタイルに応じて地域を担っていくことがもとめられています。

展開のイメージ

これまで地域活動に積極的に参画できなかった女性などを、地域活動への参画を促進し、地域とのつながりをもつことにより心豊かな生活が送れる環境づくりを行い、男女が共に担い多様性に富んだ活力ある地域社会づくりを目指します。

★目標の実現に向けて

- ☆あらゆる人の地域活動への参画を支援
- ☆地域活動の拠点となる施設の整備支援

基本目標3 誰もが安全・安心で健やかな暮らしづくりの施策

施策 1

生涯を通じた健康支援

男女がそれぞれの身体的性差を十分理解し、相手を思いやる意思をもつことが重要です。特に女性の身体は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるように意識の啓発を図る必要があります。

展開のイメージ

女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の考え方の普及に努めます。

また、妊娠中から出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報提供します。

★目標の実現に向けて

- ☆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及と啓発
- ☆妊娠期から子育て期にわたる健康支援
- ☆心身が健康であるための保健事業の推進

施策 2

生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

町内には、ひとり親家庭、高齢者や障がい者、LGBTQ、家族を介護している人など様々な困難を抱えながら生活している人がいることから、男女共同参画の視点に立ち、困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境の整備を進める必要があります。

展開のイメージ

生活上の様々な困難に加え、女性であることでさらに困難を抱える方が安心して生活できるよう、男女共同参画の視点に立ち支援の充実に努めます。

また、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育や意識啓発を進めます。

★目標の実現に向けて

- ☆生活上の様々な困難をかかえた方への包括的な支援体制の充実
- ☆男女共同参画の視点に立った環境整備とまちづくりの推進



施策 3

労働に関する情報提供と相談機能の充実

男女ともに社会通念や慣習などが障壁となり、性別役割分担意識の解消が進んでいない中では、とくに女性が育児や介護などによる時間的制約を受けやすくなっています。

性別に関係なく個々の能力や希望に応じて働くことができる環境整備と、ライフステージの影響を受けやすい女性が多様な働き方を選択できる機会の提供が求められています。

展開のイメージ

多様な生き方や、働き方が選択できる社会になるように、再就職、起業等を目指す女性に対し、自らの能力を発揮した働き方が実現できるよう、女性がチャレンジできる環境づくりを支援します。

★目標の実現に向けて

- ☆女性のキャリアアップや起業に関する支援体制の充実
- ☆再就職や労働相談に関する情報提供
- ☆就労に関する相談体制の充実

基本目標4 暴力を許さないまちづくりの施策

《吉見町DV防止基本計画の施策》

施策 1

あらゆる暴力の根絶

身体的・精神的な暴力、ストーカー行為、ハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性です。最近では、若年層における交際相手からの暴力であるデートDVや、SNS等を利用した犯罪等も増加し深刻化しています。

このような行為を未然に防ぐためには、暴力は人権侵害であるとの意識啓発を行う必要があります。

展開のイメージ

あらゆる差別・暴力の防止のための意識啓発と支援体制の強化を図ります。
職場や学校など様々な場所で発生するハラスメントの防止に向けた啓発を図ります。

★目標の実現に向けて

- ☆ポスターや啓発品を活用したあらゆる暴力の根絶のための啓発
- ☆教育の場での暴力の防止に関する啓発
- ☆ハラスメントの防止に向けた啓発

施策 2

DVに関する意識啓発・情報提供

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されることはありません。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などがあり、性別による暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正と暴力を許さないという意識改革が必要です。

展開のイメージ

DVの根絶のため、様々な機会を捉えて啓発を行い、暴力を許さない意識の醸成に努めるとともに、社会全体でDVの根絶に向けた取組の強化を図ります。

★目標の実現に向けて

- ☆ポスターや啓発品を活用したDV防止のための啓発
- ☆関係機関との連携によるDV被害の情報共有

施策 3

相談・支援体制の充実

被害者に対して、漏れのない安全・安心な支援を行うため、相談窓口の周知と庁内関係部署及び関係機関との連携を図り、被害者の支援体制を充実させることが重要です。

また、相談をしていない潜在的な被害者もいることも考えられますので、相談しやすい窓口にしていくことも必要です。

展開のイメージ

DV被害者が一人で悩むことなく、相談機関による支援を速やかに安心して受けられるよう、相談窓口の一層の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化して、相談への対応を充実させることが必要です。

★目標の実現に向けて

☆関係機関と連携した相談・支援体制の強化



プラン推進のための視点

視点 1

推進に関する組織体制の整備

男女共同参画社会の実現に向け、町民からの意見や助言を幅広く取り入れるための連携・協力が不可欠であり、施策を実施する職員一人ひとりの意識の醸成も必要です。

町民の代表で構成される「吉見町男女共同参画推進委員会」を中心に、町民の声を施策に反映する機会を設けます。

展開のイメージ

男女共同参画の視点が養われ、町民のニーズが施策に反映され、男女共同参画社会が実現されます。

★目標の実現に向けて

- ☆吉見町男女共同参画推進委員会の開催
- ☆意識啓発事業の開催



視点 2

国・県・他市町村及び関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けた施策については、広範囲に多岐にわたり、町単独で実施するには限界があります。

国・県・他市町村及び関係機関と緊密に連携を取りながら、施策を実施していきます。

展開のイメージ

関係機関と緊密に連携を取ることで、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな施策が進展します。

★目標の実現に向けて

- ☆関係機関との連携強化
- ☆国、県への法制度の整備や広域的な施策の要望

視点 3

男女共同参画に関する情報収集及び分析

男女共同参画社会の実現のために、国・県・他市町村及び関係機関から得られる先進的な事例をはじめとするさまざまな情報を収集し、広く町民や職員に提供します。

また、プランの進捗状況を管理することにより、計画の実効性を高めます。

展開のイメージ

先進的な事例をはじめとした情報を基に、新たな取組が展開され、基本理念が実現されます。

★目標の実現に向けて

- ☆先進事例の情報収集
- ☆プランの進捗状況の管理

資料



第四次吉見町男女共同参画プラン策定の経過

実施年月日	種 別	内 容
令和5年1月13日	令和4年度第2回 吉見町男女共同参画推進委員会	・策定スケジュールについて
令和5年5月1日から 令和5年5月19日まで	吉見町男女共同参画に関する 住民意識調査	町民500名を対象に意識調査を実施 ・回収率39.0%
令和5年7月10日	令和5年度第1回 吉見町男女共同参画推進委員会	・住民意識調査結果報告について
令和5年10月18日	令和5年度第2回 吉見町男女共同参画推進委員会	・第四次吉見町男女共同参画プラン(素案)について ・パブリックコメントについて
令和5年11月10日から 令和5年11月30日まで	第四次吉見町男女共同参画 プラン(素案)パブリックコメント	自治財政課窓口及び町ホームページにおいて公開 (町公式 SNS で周知)
令和6年1月17日	令和5年度第3回 吉見町男女共同参画推進委員会	・パブリックコメント結果報告について ・第四次吉見町男女共同参画プラン(案)について ・提言内容について
令和6年1月30日	第四次吉見町男女共同参画 プランについて(提言)	吉見町男女共同参画推進委員会から提言
令和6年2月8日	第四次吉見町男女共同参画 プラン町長決裁	
令和6年3月1日	第四次吉見町男女共同参画 プラン町 HP に掲載	

吉見町男女共同参画推進委員会設置要綱

設 置

第1条 本町における男女共同参画社会の形成を推進するため、吉見町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

所掌事務

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び啓発に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成を推進するために必要な事項に関すること。

組 織

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者及び公募による者のうちから町長が委嘱する。

任 期

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び副委員長

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

会 議

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

庶 務

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画の推進を総括する課において処理する。

委 任

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

令和6年1月30日

吉見町長 宮崎善雄 様

吉見町男女共同参画推進委員会
委員長 利根川勝美

第四次吉見町男女共同参画プランについて（提言）

第四次吉見町男女共同参画プランの策定について、吉見町男女共同参画推進委員会設置要綱第2条第1項に基づき委員会は調査及び検討をしてまいりました。

このプランが推進されることにより、基本理念に掲げる『わたしらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち』が実現できるように期待し、下記のことを提言します。

記

- 1 このプランが、吉見町における男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するための長期的展望に立った象徴的なプランとして、位置づけられることを期待します。
- 2 このプランが、「第六次吉見町総合振興計画」の中に位置づけられた「男女共同参画の実現」に向けて、様々な取組を実施されることを期待します。
- 3 このプランを町民の皆さんに広く周知し、男女共同参画社会の実現に向けて、町民、事業者、行政が情報を共有し、一体となってプランを推進されることを期待します。
- 4 このプランが、わたしたちを取り巻く社会情勢に柔軟に対応し、基本理念である「わたしらしく 個性と能力が発揮できる 明るいまち」の達成に向けて各種施策を継続的に展開されることを期待します。



第四次吉見町男女共同参画プラン

令和6年(2024年)3月

策 定／吉見町

編 集／自治財政課人権政策室

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

TEL 0493-54-1511(代表)

FAX 0493-54-4200

URL <http://www.town.yoshimi.saitama.jp>
